

島田委員説明資料

平成31年3月28日

裁判員制度の運用における裁判所の取り組みについて

第1 公判前整理手続について

1 目的

充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に実施するために、争点と証拠を整理し、審理計画を策定する

2 公判前整理手続の長期化を防ぐための取組

- (1) 起訴後、早期の打合せ
- (2) 公判期日の仮予約
- (3) 柔軟な証拠開示。証拠の必要性・関連性に関する議論
- (4) 精神鑑定の採否決定の早期化
- (5) 整理手続終結前の公判期日指定

3 課題

判断対象の適切な設定

第2 審理について

1 目で見て、耳で聞いて分かる裁判の実現に向けた取組

- (1) 連日的開廷，集中審理
- (2) 冒頭陳述（主張と証拠の区別）
- (3) 証拠調べ（書証から人証へ，公判中心主義）
 - ・ 書証の厳選
 - ・ 重要な事実に関して，証人尋問の実施
 - ・ 精神鑑定など専門家証人によるプレゼンテーションの実施
 - ・ 被告人の供述調書ではなく，被告人質問を先行
- (4) 論告弁論（特に，量刑検索システムの利用）

2 課題

- (1) 証拠の詳細化（通話履歴やメールなど）
- (2) 効果的な証人尋問，被告人質問

第3 評議について

1 裁判員と裁判官の実質的協働

- (1) 本質に立ち返った法律概念の説明
- (2) 裁判員の意見を十分に引き出すための工夫
- (3) 説明事項と協働事項を区別する意識

2 事実認定について

- (1) 判断の分岐点を意識した議論
- (2) 裁判員が加わったことによる判断の厚み

3 量刑について

- (1) 行為責任の考え方 → 重要な情状事実の指摘とその意味の検討
- (2) 同じ社会的類型の中における相対評価（量刑検索システムの利用）

4 課題

従来の法律家の判断枠組みを所与のものとせず，柔軟に再構築

第4 判決について

- 1 国民の視点・感覚の反映
- 2 簡明な判決書

以上